

生駒市議会規則第3号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月1日

生駒市議会議長 中谷 尚敬

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「定例又は軽易な」を「重要な」に改め、同条第16号中「もののほか、」の次に「比較的重要な事務の処理及び」を加え、「次条第16号」を「次条第17号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第5号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。

第9条第3号中「公文書」を「行政文書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。

第10条中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「、用品調達基金への振替命令」を削り、同号を同条第12号とし、同条第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「前条第8号」を「前条第10号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「前条第7号」を「前条第9号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前条第4号」を「前条第5号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「公文書」を「行政文書」に、「前条第3号」を「前条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を

加える。

(1) 定例かつ軽易な許可及び命令に関すること。

第10条の2第1号中「第9条第7号」を「第9条第9号」に改め、同条第4号中「用品調達基金への振替命令」を「歳入歳出外現金の払出命令」に改める。

第10条の3中「第10条第5号及び第9号」を「第10条第6号及び第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。